

南国市男女共同参画推進委員会設置規則を次のように定める。

平成23年7月6日

南国市長 橋詰 壽人

南国市規則第15号

南国市男女共同参画推進委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南国市男女共同参画推進条例（平成23年南国市条例第11号）第11条の規定に基づき、南国市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 南国市男女共同参画計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、計画の推進に関し、委員会で必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 南国市民
- (3) 南国市職員
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 委員が事故により欠けた場合は、補充することができるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員とその任務)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集と会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、年2回の定例会を開くこととする。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

(議決)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬及び手当)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和34年南国市条例第39号)の別表のその他の委員の規定を準用する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。